

- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 敦賀市の県外避難先への経路について、想定される経路を記載。

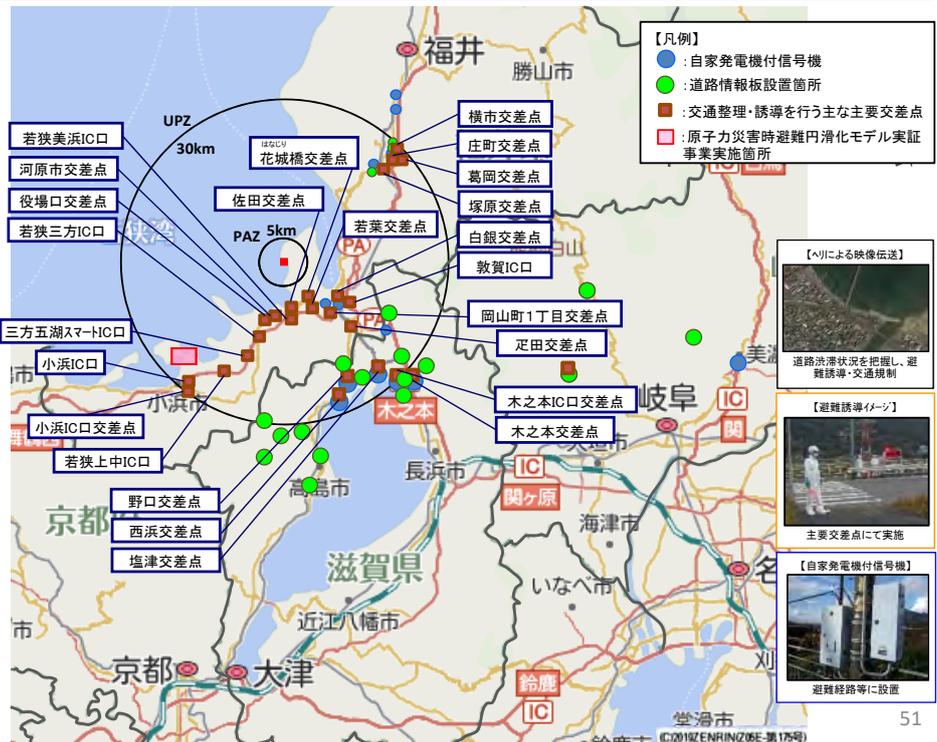


避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

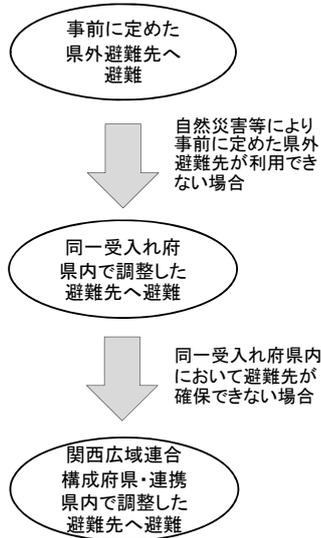
美浜地域における交通対策

- 道路渋滞把握対策**
ヘリ映像伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施
- 交通誘導対策**
主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。
- 交通広報対策**
・道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等
- 交通規制対策**
・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
・信号機の減灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応
・一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
- その他の避難の円滑化対策**
・避難経路上の改善を行う等の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の成果を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。

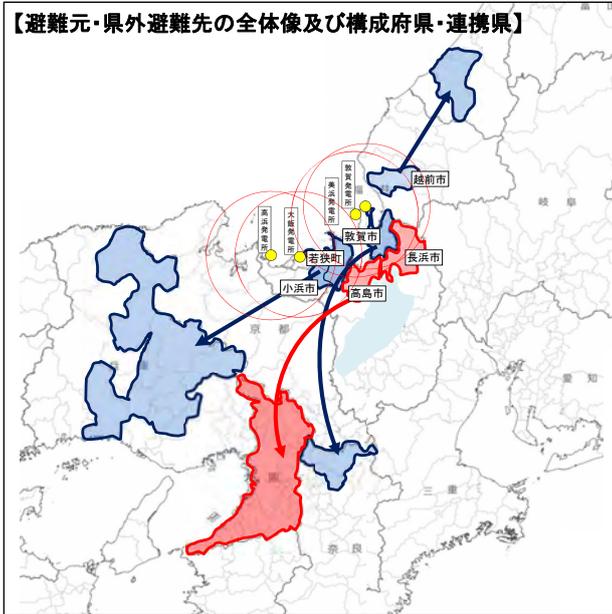


- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び滋賀県では県内に加え、県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、必要な受け入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【県外避難先の多重確保】



【避難元・県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※	福井県※
京都府※	三重県
大阪府	鳥取県
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
徳島県	

※滋賀県、京都府、福井県は他県の避難先としては想定しない

半島地域が孤立した場合の対応 (敦賀半島)

- PAZに該当する敦賀半島(美浜町・敦賀市)については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



<凡例>

- : 放射線防護対策施設(収容可能者数)
- : 放射線防護対策施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
- H : ヘリポート適地等
- : 漁港

* 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 * 不測の事態により確保した輸送能力に対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

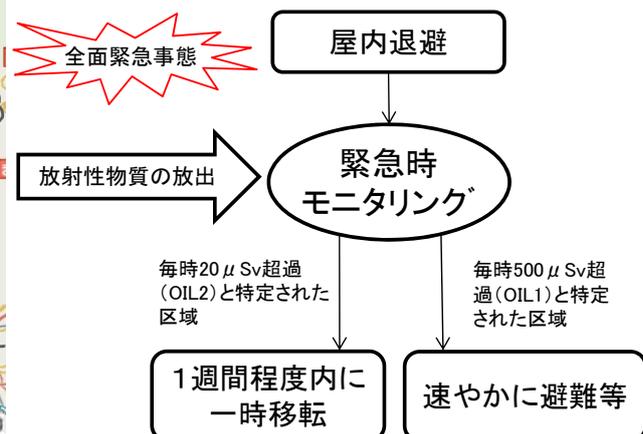
54

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等※1)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

55

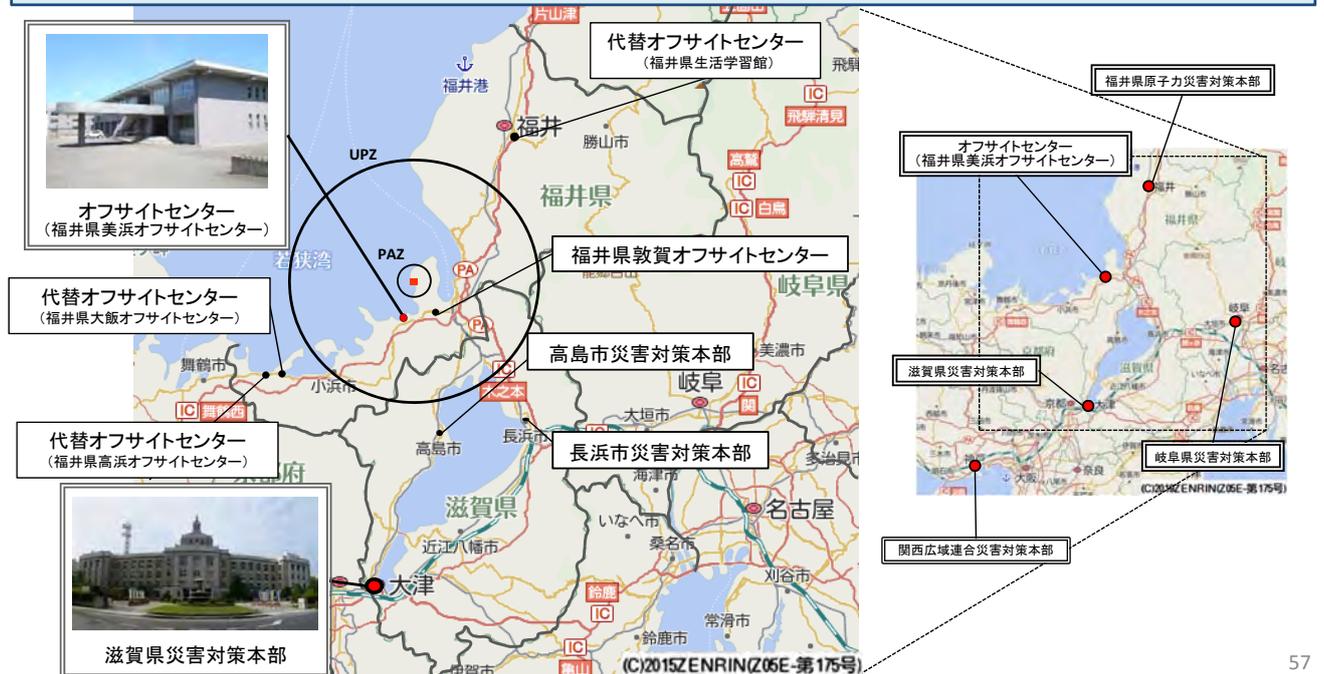
一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

- 福井県及び関係市町は警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

- 滋賀県、長浜市及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市及び高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



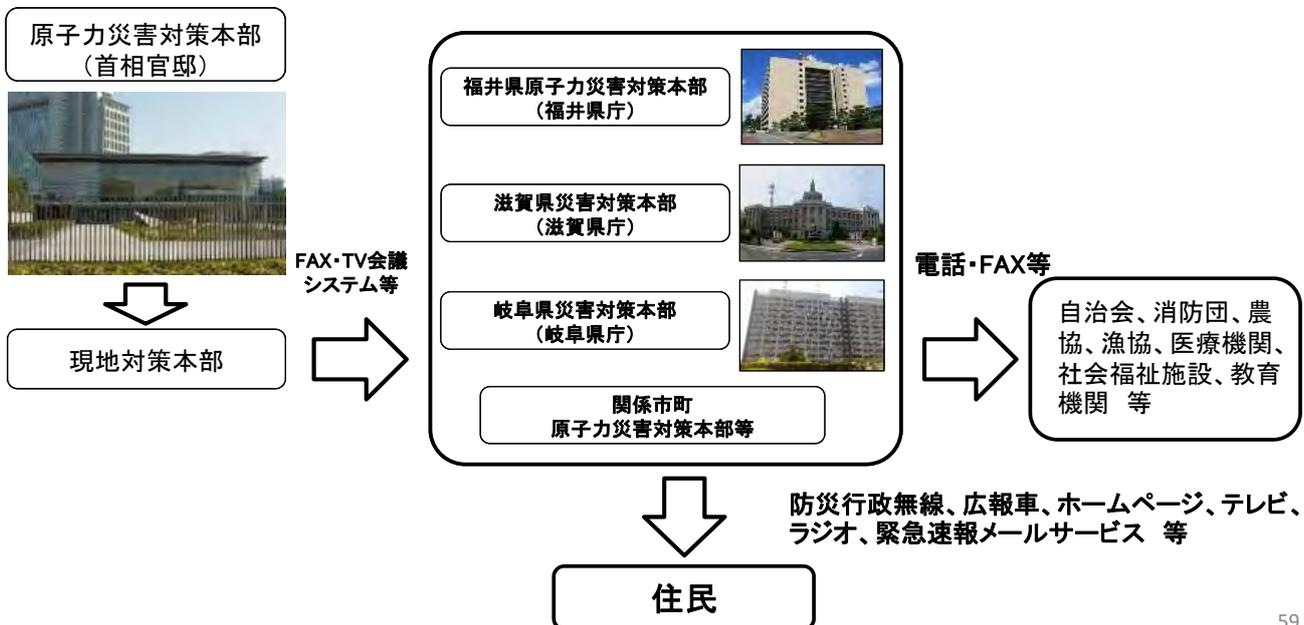
一時移転等に備えた関係者の対応（岐阜県）

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態で原子力災害警戒体制に移行し、施設敷地緊急事態で原子力災害警戒本部を設置。
- 住民の一時移転は原則自家用車で行い、自家用車移転が困難な住民は町公用車で輸送。車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 揖斐川町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる地区に職員を配置。



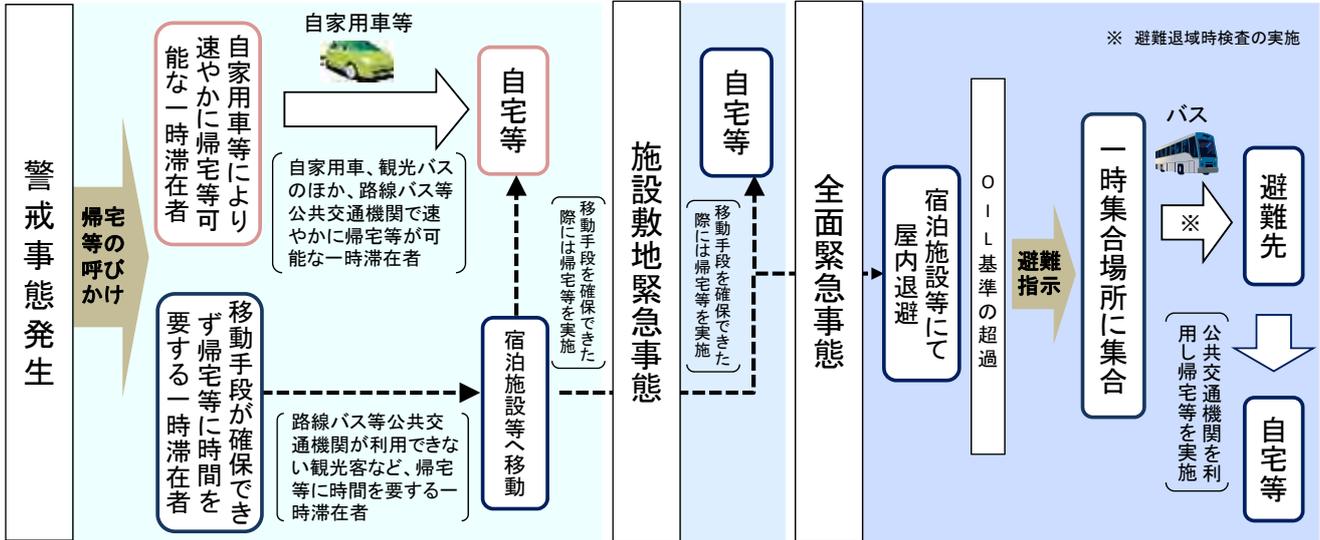
一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 関係県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



UPZ内住民の一時移転等

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難地域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」とおり。

県名	市町名	県内避難先	県外避難先	
福井県	みはまちょう 美浜町	おおい町、(大野市)	—	—
	つるがし 敦賀市	ふくいし 福井市	(奈良県)	ならし やまとこおりやまし てんりし いこまし 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市
	わかさちょう 若狭町	—	兵庫県	たんばし たんばさきやまし みまし かとうし おのし にしわかし かさいし たかちよう 丹波市、丹波篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町
	みなみえちぜんちょう 南越前町	えいへいじちよう 永平等町	—	—
	おぼまし 小浜市	—	兵庫県	ひゆじし あさごし とよおかし 姫路市、朝来市、豊岡市
	えちぜんし 越前市	さかいし 坂井市、あわら市	石川県	こまつし のみし 小松市、能美市
えちぜんちょう 越前町	坂井市	—	—	
滋賀県	ながはまし 長浜市	くさつし こうかし ひがしおうみし 長浜市内、草津市、甲賀市、東近江市	(大阪府)	おおさかし さかいし せいわだし いずみおつし かいづかし やおし いずみさのし とんだばやしし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、かわらながのし まつばらし いずみし かしわらし はびきのし たかいしし ふじいでらし ひがしおおさかし 河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、せんなんし おおさかきやまし はんなんし たたおかし かつし しんじようたてし のせきよう 泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、ちはやあかきむら 千早赤阪村
	たかしまし 高島市	おおつし 高島市内、大津市	—	たとなかし いけだし すいたし たかつまし もりてし ひらかしし いばらしし ねやがれし 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、日守町、みのおし かぞかし かつし しんじようたてし のせきよう 大東市、箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町
岐阜県	いびがわちよう 揖斐川町	みのし 揖斐川町内、(美濃市)	—	—

※()内は代替避難先。なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。